

令和2年度 五島市障害者就労施設等からの物品等の 調達推進を図るための方針

1 趣 旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定します。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針において調達の対象となる「障害者就労施設等」とは、次のとおりとします。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」に基づく事業所等
 - ア) 就労移行支援事業所
 - イ) 就労継続支援事業所(A型・B型)
 - ウ) 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う入所施設)
 - エ) 地域活動支援センター
 - オ) 生活介護事業所
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア) 「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」に基づく子会社の事業所(特例子会社)
 - イ) 次の要件の全てを満たす重度障害者多数雇用事業所
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 労働者に占める障害者の割合が20パーセント以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上
 - ウ) 「障害者雇用促進法」に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

3 調達の対象品目

物品等の調達にあたっては特に分野を限定せず、食品、印刷、清掃等障害者就労施設等が受注することが可能なものとします。

4 調達方針の推進方法

- (1) 年度毎に、前年度の調達実績等を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を設定します。

- (2) 障害者就労支援施設等からの物品等の調達にあたっては、五島市財務規則（平成16年8月1日規則第43号）等の規定に基づき予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約による調達の推進に努めるものとします。
- (3) 障害者総合支援法に基づく事業所に係る物品等の情報収集及び受注調整にあたっては、共同受注窓口である「五島市障がい者共同受注センター」を積極的に活用し、発注推進に努めるものとします。
- (4) 各発注機関が障害者総合支援法に基づく事業所から物品等の調達を円滑に実施できるよう、基礎的な資料として、受注可能な業務、物品等を情報提供します。
- (5) 各年度、官公需の各課の種別毎実績を調査し、発注が可能と見込まれる物品等の情報の集約を行います。
- (6) (5)を踏まえ、五島市障がい者共同受注センターと共同し、各課等への積極的な要請活動を行います。
- (7) 各課の発注実績を調査し、必要に応じてヒヤリングを実施します。

5 調達方針及び調査実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表します。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績をとりまとめて公表します。

6 調達の目標

令和2年度における障害者総合支援法に基づく事業所への調達目標を、次のとおり設定します。

目標額 11,100千円

7 担当窓口

本方針の担当窓口は、社会福祉課障がい福祉班とします。

8 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うものとします。